⑾　交通事故の実態及びその悲惨さについての理解の増進に資するデータの公表

国民に対し、交通事故の実態やその悲惨さについての理解の増進が十分に図られるよう、事故類型、年齢層別等交通事故に関する様々なデータを公表し、その実態等について周知する。【警察庁】（５―28）

⑿　交通事故統計データの充実

交通事故被害者に関する統計データの犯罪被害者白書への掲載の充実を図る。【警察庁】（５―29）

⒀　調査研究結果の公表等を通じた犯罪被害者等が置かれた状況についての国民の理解の増進

関係府省庁において犯罪被害者等に関する調査研究を実施した場合には、当該調査研究の結果の公表等を通じ、犯罪被害者等が置かれている状況についての理解を増進するための広報啓発活動に活用する。調査研究結果の公表に当たっては、犯罪被害者等施策に関するポータルサイトに集約するなど、国民がアクセスしやすい方法による情報発信を行う。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】（５―30）

Ⅳ　推進体制

第５次基本計画においても、第１次基本計画から第４次基本計画までと同様、犯罪被害者等施策が全体として効果的・効率的に実施されるよう、基本法第７条、第８条第５項において準用する同条第３項及び第４項、第10条並びに第23条の規定に基づく事項並びに第24条第２項に規定する犯罪被害者等施策推進会議の所掌事務に関連する事項について、次に掲げるとおり、推進体制を整備することとする。

〔基本法に基づく事項等〕

①　国の行政機関相互の連携・協力
②　国と地方公共団体との連携・協力
③　国とその他様々な関係機関・団体等との連携・協力
④　犯罪被害者等の意見の施策への適切な反映
⑤　施策の策定過程の透明性の確保
⑥　施策の実施状況の検証・評価・監視等
⑦　年次報告等によるフォローアップの実施
⑧　基本計画の見直し

〔今後講じていく施策〕

⑴　国の行政機関相互の連携・協力

「犯罪被害者等のための施策の推進に関する業務の基本方針について」（令和５年９月26日閣議決定）に基づき、基本計画の作成及び推進を所掌する国家公安委員会及びこれを補佐する警察庁において、犯罪被害者等施策の全体を俯瞰（ふかん）しつつ、施策の推進に関する企画及び立案並びに総合調整を行うことで施策を一元的に牽引（けん）し、関係府省庁の緊密な連携・協力の下、政府全体で犯罪被害者等施策の推進に関する業務に効果的かつ効率的に取り組む。その際、デジタル社会の実現に向けた政府全体の取組を進める中で、犯罪被害者等施策に係るデジタル化にも配意する。

⑵　国と地方公共団体との連携・協力

犯罪被害者等施策の実施に当たっては、国、広域自治体として域内の犯罪被害者等施策を総合的に推進する都道府県及び住民にとって最も身近な基礎自治体として犯罪被害者等施策を推進する市区町村の相互の連携が重要となる。また、関係者が複数の都道府県や市区町村に所在する場合等には、地方公共団体相互の広域連携も重要である。そこで、警察庁において、都道府県及び市区町村との犯罪被害者等施策の推進に係る各種会議を活用するとともに、関係府省庁において、都道府県及び市区町村の担当部局の平素の連携のための各種会議を活用するなどして、国と地方公共団体や地方公共団体相互の連携・協力を確保し、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえながら犯罪被害者等施策を実施する。

⑶　国とその他様々な関係機関・団体等との連携・協力

関係府省庁において、行政機関以外の公的機関、犯罪被害者団体、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体、事業者団体等の様々な関係機関・団体等と連携・協力し、犯罪被害者等施策を実施する。

⑷　犯罪被害者等の意見の施策への適切な反映

警察庁において、犯罪被害者団体、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等から定期的に意見を聴取する機会を設けるとともに、様々な媒体を通じて、広く犯罪被害者等から意見を募集する。

なお、これらの意見については、関係府省庁において、適切に施策に反映させるよう努める。

⑸　施策の策定過程の透明性の確保

警察庁において、犯罪被害者等施策推進会議の議事録等の迅速な公開に努めるとともに、犯罪被害者等施策に関するポータルサイトを、犯罪被害者等施策に関する情報提供窓口として適切に運用する。

⑹　施策の実施状況の検証・評価・監視等

犯罪被害者等施策推進会議において、基本計画の推進による効果、犯罪被害者等施策の実施状況に関する検証・評価を行い、関係府省庁における効果的かつ適切な施策の実施を推進するとともに、施策の検討・策定・実施状況について、適時適切に監視を行う。その検証・評価・監視等に当たっては、それらが効果的に行われるよう、当該検証等の方法について不断の検討を行う。また、当該検証等の結果を勘案して必要があると認めるときは、施策の在り方に関し、関係行政機関に意見を述べる。

⑺　年次報告等によるフォローアップの実施

警察庁において、定期的に必要な調査を実施し、犯罪被害者等施策の進捗状況を点検するとともに、点検結果に基づき、犯罪被害者等施策推進会議が行う施策の実施状況の監視と連携し、施策の一層の推進を図る。当該点検においては、施策の進捗状況の定量的な把握に努め、これが困難な場合も可能な限り定性的に把握する。また、警察庁において、年次報告等を通じて点検結果を公表する。

⑻　基本計画の見直し

犯罪被害者等施策推進会議において、犯罪被害者等のニーズ、犯罪被害者等を取り巻く環境の変化、犯罪被害者等施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じ、基本計画の見直しを行う。

また、引き続き、広く国民の理解を得て犯罪被害者等施策を推進するため、施策の全体像や体系的構造を明確にするとともに、国民に分かりやすい表現を用いることに留意する。

Ⅴ　犯罪被害者等施策の動向を把握するための参考指標

参考指標の位置付け

犯罪被害者等施策に関しては、事件数の増減や犯罪被害者等の意向等によって利用の有無等が増減するため、個別施策で把握可能な数字の大小や増減それ自体は、当該施策を評価する直接の指標として必ずしも適してはいない。そこで、本計画では、施策の動向の把握等をする上で参照する価値があり得ると考えられる数値等を「参考指標」として位置付けることとする。

なお、「Ⅳ　推進体制」〔今後講じていく施策〕⑹の実施等に当たっては、その目的に照らして、必要に応じ、参考指標を整理して適切な方法により提示するほか、参考指標以外の把握可能な数値等を参照することもあり得る。

※　以下において、下線を付したものは「定性的指標」であり、毎年（度）の取組状況を記述式で把握するもの。その他は「定量的指標」であり、毎年（度）の当該数値を把握するもの。